

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 武田 雅子
(公印省略)

健康保険制度の改正について

健康保険法等の一部改正に伴い、2022（令和4）年1月から健康保険制度が一部変更になります。詳細は別紙 添付資料をご覧ください。

【変更になる点】

1. 傷病手当金通算化

これまでは傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヵ月に達する日まで（暦日）となっておりましたが、今回の改正により、支給開始日から「通算して1年6ヵ月」に達する日までに変更されます。

※2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象

2. 夫婦共同扶養の確認書類の変更

夫婦(両親ともに被保険者)が共同でご家族を扶養する際の審査基準や取り扱いが変わります。夫婦それぞれの「今後1年間の収入見込み」を算出し、主に生計維持する方の被扶養者になります。申請の際には収入確認書類等のご提出をお願いいたします。

3. 任意継続被保険者制度（退職者）の見直し

- ・資格喪失：加入期間は2年で、これまで就職、75歳到達等以外の途中脱退は認められていませんでした。改正後は本人の希望により脱退が認められるようになります。
- ・保険料算定：健康保険組合の規約により変更することもできるようになりましたが、カルビー健康保険組合ではこれまで通り、「退職時の標準報酬月額か、健康保険組合の平均標準報酬月額(36万等級)のどちらか低い方」にて算定いたします（組合会にて決定）。

以上

保険者番号 06090450



〒321-3231

栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

カルビー健康保険組合

電話 028-670-8119 Fax 028-670-8129

(受付時間 土日、祝祭日を除く 8:30より17:00)

e-mail calbee_kenpo@calbee.co.jp

<https://www.calbeekenpo.or.jp/index.html>

令和4年1月1日から 傷病手当金の支給期間が通算化されます

対象：支給開始日が令和2年7月2日以降の方（令和4年1月1日以降に給付期間満了の方）

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得補償ができるよう健康保険法等（令和3年法律第66号）が一部改正され、令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されます。

【改正点】

改正前

改正後

支給開始日	令和2年7月1日以前開始の方 (給付満了日：令和3年12月31日以前)	令和2年7月2日以降開始の方 (給付満了日：令和4年1月1日以降)
支給期間	支給開始日から暦で1年6か月間	支給開始日から通算し、1年6か月間到達まで〔給付満了日までの対象日数（5XX日間）が確定される〕 例）3.10.1～4.12.31の場合、対象日数は549日間
傷病手当金を受給しない期間の取扱い (就労、有給休暇等)	〈通算化対象外〉 受給日数にかかわらず、支給開始日から1年6か月経過後は、支給対象外	〈通算化対象〉 対象日数分を受給するまで支給期間を延長。残日数がなくなるまで（通算1年6か月分）が支給期間となる

通算化対象手当金の支給期間



就労や有給休暇等で手当金を受給しない期間がある場合、支給期間が延長されます。

※ 差額支給がある日は、支給済日数とするため、延長の対象外です。

時効は、労務不能のため休んだ日ごとに2年間です。



退職後の請求期間は、一日も空白なく継続して受給することが支給要件となりますので、ご留意願います。

夫婦共同扶養

認定基準の変更に伴い、ご夫婦の収入確認書類等の添付をお願いいたします (令和4年1月1日申請分より)

夫婦（両親ともに被保険者）が共同で子を扶養する際の認定基準等が変更され（令和3年8月1日適用、保保発0430第2号）、該当するお子さんの扶養異動時は、事実確認書類の添付が必要となりました。令和4年1月1日申請分より、夫婦共同扶養のお子さん等の認定時は収入確認書類を、削除手続き時は「新たな加入先」の保険証コピー等を添付くださいますようお願いいたします。

※夫婦共同扶養の認定基準は、子以外の被扶養者に対しても適用します。

扶養の対象	変更前	変更後
子を新たに扶養するとき (両親ともに被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ●年間収入の多い方 ●夫婦の収入が同程度の場合、主に生計維持する方の扶養とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間収入（今後1年間の見込額）の多い方 ●夫婦の年間収入の差が1割以内の場合、主に生計維持する方の扶養とする。 被扶養者異動届に①、②を添付 ①配偶者の直近3か月間の給与明細書のコピー ②配偶者の課税証明書または源泉徴収票のコピー
既に扶養している子 年間収入逆転時 (収入減)	収入が多い方の被扶養者とする。 削除日：配偶者の収入の方が多くなった日	収入が多い方の被扶養者とする。 配偶者の年間収入が被保険者の収入を上回る場合は、配偶者側へ扶養異動する。 削除日：配偶者側の保険で扶養認定された日 被扶養者異動届に次のいずれかを添付 ・新たな加入先の保険証コピーまたは、資格証明書等 ※「育休中の被保険者」の子は扶養異動しない

今後の手続き 令和4年1月1日から確認書類の添付をお願いいたします。

赤ちゃんが生まれたとき、子を新たに扶養するとき

『今後1年間の収入見込額』が多い方の扶養とする
 年間収入の差が1割以内の場合、主に生計維持する方

添付書類 配偶者の給与明細書のコピー直近3か月間
 課税証明書または源泉徴収票のコピー



「既に扶養している子」がいる場合で 夫婦の年間収入が逆転したとき（収入減少）

「育休中の被保険者」ですか？

YES → 扶養異動しない

NO → 扶養削除し、配偶者の保険へ
 (配偶者側保険の扶養認定日で削除)

添付書類 新たな加入先の保険証コピーまたは、資格証明書等



任意継続被保険者制度が一部改正されます！

令和4年1月1日より、健康保険制度が一部改正されます。主な改正についてお知らせいたします。

本人の申し出により、任意継続被保険者制度から脱退できるようになりました

従来、本人の希望による脱退は認められていませんでしたが、改正により本人の申し出による脱退が可能になります。脱退を希望する届を受理した月の翌月1日に資格がなくなります。

令和4年1月1日より以下の事由に該当した場合、任意継続被保険者の資格がなくなります。

- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 再就職や75歳到達等より他の医療保険の被保険者となったとき
- ③ 被保険者が死亡したとき
- ④ 上記②③以外の理由で脱退を希望する旨を保険者に申し出たとき(改正により追加)
- ⑤ 保険料を納期までに納めなかったとき



※喪失による保険料の過払いがある場合は還付いたします。

任意継続被保険者の標準報酬月額の設定方法を変えることができるようになりました

標準報酬月額とは、保険料を決定する際に用いる基準です。1か月の報酬を保険料月額表にあてはめて標準報酬月額を決定し、保険料率をかけて保険料を算出しています。

任意継続被保険者はこれまで、(1)退職前の標準報酬月額、または(2)全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い額で決定していましたが、今回の改正により、従来の決定方法に加え、“**健保組合の規約により**”『退職時の標準報酬月額』または、『被保険者の平均標準報酬月額を超える場合は、平均標準報酬月額を超えた額から退職時の標準報酬月額未満の範囲内で決定』することも可能になりました。

※当組合では従来どおり(1)(2)のいずれか低い額で決定します。